

# 学校卒業後における障害者の学びの推進方策について

## (論点整理)

平成30年9月

<はじめに>

平成26年の「障害者の権利に関する条約」の批准や、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行といった社会的な動きがある中、文部科学省においては、平成29年4月「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題する大臣メッセージを出し、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するための取組を開始した。大臣メッセージの直接的なきっかけとなったのは、大臣（当時）が特別支援学校訪問時に聞いた、学校卒業後には学びや交流の場がなくなるのではないかとの大きな不安を抱いておられた保護者の声だった。こうした不安を取り除き、障害のある方々が夢や希望を持って活躍できる社会を形成していくことが不可欠である。

本有識者会議は、このことを課題認識の根底に据え、学校卒業後における障害者の学びに係る現状と課題を分析し、その推進方策について検討を行うため、平成30年2月に発足し、8回の会議を開催する中で議論を重ねてきた。

本会議においては、障害や社会的障壁により生活等に困難がある方が、課題への対応や人生の充実のために、生涯を通じて学ぶことのできる社会に向けた仕組みづくりを考えるとこの観点から、学びの推進方策について検討を進めているものである。

今後、報告の作成に向けて、パブリックコメントや障害者関係団体からのヒアリング等も行いつつ、当事者の意見もしっかりと踏まえた検討を行っていききたい。

また、平成30年度に文部科学省が開始した「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」（以下、「実践研究事業」という。）の成果を始め、全国各地で多様な主体により実施されている、学校卒業後における障害者の学びの推進に関する取組の実態も踏まえながら、合理的配慮を必要とする障害者全体を対象とした学びの推進方策について、一層検討を深めていくこととしたい。

※ 「障害者」の定義について

障害者基本法第2条にある「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」との定義に従う。

## 1. 障害者が学び続けることのできる社会を創造する必要性

### (1) 障害者の自立と社会参加に向け、学校卒業後の学びを継続できるようにする必要があること

- 今後の社会において、一人一人が社会の形成者として必要な資質・能力を身に付けて社会の様々な活動に参加し、自立して豊かな人生を送るためには、生涯を通じて学び続けられるようにすることが必要である。このことは、障害の有無にかかわらず、全ての人にとって必要なことである。
- しかしながら、障害者にとって、これまで生涯を通じて学ぶ機会が十分にあったとは言えない。特に学校卒業後においては、仲間と交流し日々の悩みを相談しながら、障害者がそれぞれに合った学習を行う場が非常に限られていること、また、このような場についての情報が障害者に適切に提供される体制となっていないことなどの課題があり、このため、特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者は、卒業後の学びや交流の場がなくなることに大きな不安を抱いていることが多い。
- 現在、障害のある子供たちに対しては、学校教育段階から将来を見据えた教育活動（自立活動の指導やキャリア教育等）が展開されている。自立して社会生活を営む力の育成に関わる内容については、特別支援学校や高等学校を含む後期中等教育段階（以下、「特別支援学校等」という。）でしっかりと指導を行うだけでなく、障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえ、その後の実生活にも即しながら、ライフステージ全体を通じ必要な学習を本人が主体的、継続的に行うことができるよう、条件整備が必要である。学校教育を通じて身に付けた資質・能力自体を低下させることなく、社会生活を営む中で、更に維持・開発・伸長させてこそ、障害者の真の社会参加・自立が実現することが期待できるからである。

### (2) 障害者が、健康で生きがいのある生活を追求するための生涯学習の機会を整備する必要があること

- 学習、スポーツ及び文化芸術などの活動は、人々の心のつながりや相互理解の土壌となり、健康で生きがいのある生活を追求する基盤となるものであり、障害の有無にかかわらず、すべての人にその機会が開かれたものとなる必要がある。
- 一方で、一般には様々に提供されているこれらの学びの機会が、障害者には決して十分ではない。障害者の高等教育機関への進学者も現状では少ない中、学校を卒業してしまうと、こうした学びの機会は一層少なくなるのが実態であり、生涯学習の機会の整備が求められている。

**(3) 障害者が、社会において自らの個性や得意分野を生かす観点からの取組も必要であること**

- 困難な状況にある障害者への支援という観点だけでなく、障害者一人一人の多様な個性や得意分野を生かすために、本人が主体的に学びに取り組むことを求めている状況がある。障害者が、一人一人の特性に応じて、学習・スポーツ・文化芸術等の得意分野の能力を開花させ、社会の中で誇りをもって活躍できる可能性を広げられるよう、多様な社会資源を開発・動員し多様な実践主体が連携して取り組むことが必要である。

**(4) 障害の有無にかかわらず、共に学ぶ共生社会の実現に向けた取組が必要であること**

- 平成26年の障害者権利条約の批准や同28年の障害者差別解消法の施行、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を大きな契機の一つとして捉え、スポーツや文化芸術活動を含めた学びを推進し、障害者が地域とのつながりを持ち、様々な人々と共に学び、支え合って生きていくことができるようにすることが必要である。あわせて、障害のある者と障害のない者が、積極的に交流したり、学びの場に共に参加したりすることを通じて、社会における「心のバリアフリー」を推進し、共生社会の実現につなげていくことが必要である。

## 2. 今後目指すべき方向性

- 障害者が、生涯を通じて幸福で健康な生活を追求しながら、地域コミュニティの中で支え合いつつ、自立して社会生活を送ることができるようにするため、障害者の生涯にわたる学びを一貫して支援していく必要がある。その際、共生社会実現の観点から、障害者を対象とした学びの機会と、障害の有無にかかわらず共に学ぶ機会の双方を充実していくことが重要である。

### (学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化)

- このため、まず、学校教育を通じて身に付けた資質・能力を維持・開発・伸長していくことができるよう、学校教育における学びと学校卒業後の学びを接続させ、生涯にわたって学び続けられるようにすることが重要である。生徒本人が望む将来の進路目標に基づく個別の教育支援計画について、卒業後の進路先等への引き継ぎ・活用を図る等、学校教育から卒業後の学びに円滑に移行するための仕組みの在り方について検討する必要がある。

### (福祉等の分野の取組と学びの連携の強化)

- また、障害者は学校卒業後、企業等において就業したり、障害福祉サービスを利用したりしながら社会生活を送っているが、このような日々の生活において無理なく円滑に学ぶことができるよう、生涯にわたる学びと福祉や労働、医療などの分野における取組とが相互に連携した仕組みを構築することについて、より具体的に検討する必要がある。

### (当事者の主体的な学びの重視)

- さらに、個人が相互に支え合いながら自立して生活を送ることができる地域社会の形成を目指していく観点から、学習の企画・実施等の各段階において当事者が継続的に関わることにより、本人の学びの動機や主体的な参画に重きを置くなど、本人の決定に基づく学びの機会としていく必要がある。本人の学ぼうとする意志を出発点に、本人が課題を自ら発見して取り組む学習となるよう、生涯学習・教育・福祉・労働等の関係機関・団体が連携して支援することが重要である。

※ 以下、「3.」では【視点1：学校から社会への移行期に特に必要となる学習について】と【視点2：生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習について】を区分しているが、これらの段階も連続的に推移できるようにしていくことが必要である。

### 3. 学校卒業後における障害者の学びの充実方策

#### (1) 現状・課題

##### 【視点1】学校から社会への移行期に特に必要となる学習について

- 特別支援学校高等部においては、障害のある生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、障害の重度・重複化、多様化への対応、一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた職業教育やキャリア教育の充実が進められている。
- このうち、知的障害のある生徒について、平成28年度の高等部卒業後の状況は、就職5,707人(32.1%)、施設・医療機関11,008人(62.0%)が大半を占めている。
- 知的障害者の中には、高等部3年間での成長を踏まえつつ、更に自分で考え決定し行動しながら、多様な生活体験・職業体験等に取り組み、他者とのコミュニケーションや協働する力などを育むことを求める者もいる。  
しかしながら、現状では、そうした学びの場は少なく、卒業後すぐに就職したが、適応できずに早期に離職することになったり、自らの能力を十分に発揮する機会に必ずしも恵まれないまま過ごしたりする場合もあることなどが指摘されている。
- こうした中、昨今、障害福祉サービスにおける自立訓練事業等と連携して、学校卒業直後の一定期間、学びの機会を提供する取組も増加傾向にある。  
※ 確認できた範囲では、平成30年度時点で41か所

##### (ヒアリング等での主な意見)

- ・特別支援学校卒業後にすぐに社会に出る現状にあるが、18歳から20歳ぐらいの間にもう少し学ぶことができるようにすべきである。
- ・もっと時間をかけて、仲間と共に青年期にふさわしい内容を学ぶ機会があれば、より就労面や生活面で自立につながる可能性がある。
- ・学校で身に付け維持していた能力も、卒業後の就労・福祉の場では求められず、できなくなる。継続できる学びの場が必要である。

### <事例>

○ 自立訓練事業を活用して、2年間、集団の中で友達と協力し合い、様々な体験を通して日常生活・社会生活において「生き抜く力」を育成するため、居場所・学習（生活・実用計算・文化・健康・テーマ学習・個別学習）、集団活動、労働（職業体験、企業見学、就労相談）に取り組む。[社会福祉法人一麦会・はぐるま共同作業所「結い」]

○ このほか、自立訓練事業等と連携した「学校から社会への移行期」における学びの場における取組として、例えば、次のような事例がみられる。

①学校から社会への移行支援に、「学び」を中心において取り組んでいる。学びの活動については、障害者一人一人の多様な個性や持ち味を引き出し、各々のペースに合わせて学ぶことができるように、大枠の時間設定（例：午前一つ（90分）、午後一つ（90分）など）をしている。

②学校で身に付けた資質・能力を、更に維持・開発するため、作業による技能の取得や就業体験・職場実習などによる職業に必要なスキル、多様な生活体験・ボランティア活動などの社会体験によるライフスキルに関する取組とともに、文化・教養・スポーツなど青年期にふさわしい多様な学習内容で構成している。

③自ら主体的・協働的に調べ・まとめ・発表し、自分たちで学習や交流を企画するなどのスキルを身に付けさせる学習によって、人と関わる力（コミュニケーション能力や社会性）を身につけ、自ら判断・行動し自立できるように支援している。

④安心して学びあうことができる仲間やスタッフのもと、ありのままの自分が出せ、自己肯定感や自信がもてるよう留意して取り組んでいる。

⑤学校から社会への移行期における学びの支援は、就労の継続や、就労後の相談活動などによる生活の安定などの面で効果を発揮している。

一方、障害青年の学びのニーズが多様化し、期間は、当初の2年間から、3年間、4年間と長期化する傾向にある。

○ また、現在、多くの特別支援学校においては、卒業生の様子（例：就職先での状況など）をフォローアップしたり、進路などの相談窓口になったりするなどの支援に取り組んでおり、国においても、「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）」（平成29年4月7日文科科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長等通知）を発出し、障害のある子供たちが学校卒業後、円滑に次のステージに進めるよう、こうした取組の充実を促しているところである。

学校によっては、こうしたフォローアップの一環として、仕事への適応や上司・同僚とのコミュニケーション等の不安などに対応するため、卒業生の学びの場（例：職場報告会、生活設計・雇用制度・職場でのコミュニケーションの学習など）を提供している例もみられる。

### <事例>

- ・特別支援学校本人講座として、年に2回、母校に集まったの学習と交流（職場報告会等）を実施。卒業後、3年程度はアフターフォローとして学びの場を提供。[都立永福学園]

- さらに、新特別支援学校小・中学部学習指導要領では、学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図る観点から、新たに、
- ・生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報の提供に努めること、
  - ・生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮すること、
- が盛り込まれた。（※ 高等部学習指導要領については現在改訂作業中。）
- 同解説では、「引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切」とされている。
- これらの内容も踏まえ、例えば、特別支援学校在学中から、生徒に対し、地域の社会教育施設等における学習機会に関する情報提供を行ったり、生徒が学校の休業日に生涯学習に関するプログラムに参加することを促進したりすることにより、学校段階から生涯学習への意欲の向上を図り、特別支援学校と卒業後の学びの継続・連携を図ることが重要である。
- そのためには、特別支援学校等の教員、卒業後の学びを支える社会教育関係者の双方が、学校教育から生涯学習への円滑な移行の重要性について理解を深めることが重要である。

### (ヒアリング等での主な意見)

- ・卒業後に本人や家族が、生涯学習にどれだけ意識を持っているかが問われる。学校教育の中でいろいろな経験をして、卒業してからこんな場があるという情報が在学中に提供されることが重要である。
- ・特別支援学校において、もっと社会に出た後のことをしっかり考えた教育をしなければならない。

## 【視点2：生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習について】

- これまでも、公民館や特別支援学校、大学等において障害者の生涯学習の場づくりに取り組む例はあるものの、障害者にとっては、休日等に地域での学習活動に参加するなどの機会が少なく、選択肢も十分でない状況にある。

「障害者の生涯学習活動に関する実態調査」（平成30年3月独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）の結果では、学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムについて、特に市区町村等における取組は低調な状況にある。

（参考）学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムを実施している割合

- ・市区町村：12.5%
- ・都道府県：54.3%
- ・特別支援学校：学校主体27.8%  
社会教育関係団体等主体21.4%

（「障害者の生涯学習活動に関する実態調査」（平成30年独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）より）

- こうした中、障害者が社会生活を送る上で様々な課題に直面し、一旦就職しても職場になじめず早期に離職する場合もあり、生涯の各ライフステージにおいて生じる様々な課題や障害者本人の困り事の解決に向けた学習の場や、地域で仲間と過ごせる交流の場が求められている。
- これらを踏まえ、「就労の場」や「生活の場」だけでなく、仲間と共に新しいことを学んだり、スポーツや文化芸術活動に親しんだりするなど、生涯の各ライフステージを通じて、就労や生活を支える「学びの場」を整備する必要がある。

### （ヒアリング等での主な意見）

- ・離職の多くは人間関係に起因するものと言われ、地域で仲間と過ごせる学習の場で、自分を自由に出し合うことが、仕事を頑張り継続したり、社会とつながったりする上で重要。
- ・学校を卒業して初めて直面することは多く、ライフステージに応じた学びが必要。同じ境遇の仲間同士で意見を出し合い、考え、少しずつ身に付けていくような学びの場が学校を終えても継続的に必要。
- ・障害当事者が社会の人たちと関わる中で、自分が何者かということを見たり、問題意識をもったりするということが大事。相互の学び合いが自然と生じてくるような場づくりに焦点を合わせて考えていきたい。

## <事例>

### ①公民館・生涯学習センター等の社会教育施設における取組

- ・自分たちが設定した課題解決に向けて主体的に学ぶ姿勢は大切であり、生きていく上で基礎的な力は人間関係の中で培われるという観点から、学級を自分たちで運営し、主体的に学ぶ居場所を作っている。〔西宮市中央公民館・青年生活学級〕
- ・「生きる力・働く力の獲得」を目標に掲げ、「自治」「生活づくり」「文化の創造」を軸にした青年学級と、その卒業生による自己決定に関わる本人活動の取組を実施している。〔町田市生涯学習センター・青年学級、とびたつ会〕

### ②特別支援学校を場とする取組

- ・障害者本人の自立と社会参加のための学習機会を提供する講座（本人講座）の実施や身近な地域でスポーツ活動ができるようにするための特別支援学校の体育施設の開放に取り組んでいる。〔東京都〕
- ・特別支援学校を主な活動場所としつつ、保護者、地域の団体や企業等が連携して、学習プログラムを提供している。〔都立あきるの学園〕

### ③大学を場とする取組

- ・各ライフステージのニーズ・課題調査に基づき、学習内容を「学ぶ・楽しむ」「くらす」「はたらく」「かかわる」の4領域で構成し講座に取り組み、学習指導要領改訂の方向性も踏まえ、自己決定に向けた協働的な学習方法による問題解決能力の獲得を目指している。〔東京学芸大学 オープンカレッジ東京〕

### ④社会福祉法人やNPO法人の取組

- ・障害者が豊かに生きるための「はたらく」「まなぶ」「くらす」「からだとむきあう」という視点から、IoTなどの技術革新も活用し、自らの個性や得意分野を長所として生かすことができるよう取り組んでいる（就労移行支援、就労継続A型・B型、生活介護事業）。〔社会福祉法人わたぼうしの会 Good Job!センター香芝〕
- ・当事者を対象とした学習ニーズ（\*）等の調査を行い、就労や生活を支える生涯学習講座のプログラムを開発している（地域生活支援事業）。〔NPO法人エスアイエヌ「集いの場あゆみ」〕

（\*）学習ニーズを以下のとおり類型化。

- ①「就職活動」「職場内での人間関係」などのキャリアスキルアップ型の学習ニーズ
  - ②「異性との付き合い」「資格取得」「漢字や計算の学習」等、内心の潜在的なニーズ
  - ③「災害」「健康」などの転ばぬ先のつえ型学習ニーズ
  - ④「福祉・就労制度」「金銭管理」「自分のことは自分で決めたい」人のための権利意識型学習ニーズ
  - ⑤「人間関係」「福祉サービスの利用」「お金の使い方」等に関する個別の困り事解決型の学習ニーズ
  - ⑥「食生活」「外出時のマナー」「文化・教養」などの家族・支援者の提案型の学習ニーズ
- ・障害者がまちづくりに参加し、学生、高齢者、子供、住民など日常的に地域と関わら合う共生の拠点づくりを進めている。〔社会福祉法人佛子園〕
  - ・医療的ケアが必要など重度障害者の生きる力を高め生活の質を高めるため、自宅等へ学習支援員を派遣して生涯学習を支援している。〔訪問カレッジ@希林館〕

## (2) どのような学習が求められるか

- 具体的な学習プログラムについては、各実施主体において、障害当事者のニーズや障害の状態、特性、心身の発達の段階等も踏まえ策定するものであるが、国において、学校卒業後の移行期に必要と考えられる学習内容の例や、学校卒業後の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習の内容の例を示すなど、各実施主体において学習プログラムを策定する上で一般的に留意すべき観点を整理して示すことは有効と考えられるところであり、より専門的な検討を行う必要がある。
- その際、本人が主体的に学ぶ機会としていくため、本人が楽しいと思えるようなプログラム構成としていくことが重要である。本人の主体性を引き出すことにより、障害者本人が自らの決定に基づき、社会の様々な活動に主体的に参画していくことにつながることを期待される。

### 【視点1：学校から社会への移行期に特に必要となる学習について】

- 学校から社会への移行期においては、例えば、
  - ・学校教育を通じて身に付けた資質・能力を更に維持・開発するための学習
  - ・多様な生活体験、職業体験等を体系的に行う中で、主体性をもって物事に取り組みやり遂げる力、コミュニケーション能力や社会性などを伸ばし、その後就業し自立した生活を送る基礎力を身に付けるための学習などの充実を図ることが特に重要と考えられる。

<プログラム策定に当たって留意すべき観点例> ※主に知的障害者を想定

ア 学習の目標（育成を目指す資質・能力）

例：「自分で考え決定し行動する力」や「人と関わる力」など

イ 特に重要と考えられる学習内容

例：・学校教育を通じて身に付けた資質・能力の維持・開発・伸長に関する活動  
・就業体験・職場実習  
・多様な生活体験や社会体験  
・教養、文化芸術、スポーツ

ウ 効果的と考えられる学習方法

例：・自ら主体的・協働的に調べ・まとめ・発表する学習  
・自分たちで学習や交流を企画する学習

- さらに、知的障害以外の障害を対象とした学びの場として、これまでのヒアリング等で例えば以下のようなニーズ・課題が示されたところであり、今後更に検討を進める必要がある。

(ヒアリング等での主な意見)

【主に発達障害者の例】

- ・就労・自立の基盤として、自己表現し、自分や社会のことを知る機会の提供が必要。
- ・多様な就労や生活の選択肢を想定した内容や支援の提供が必要。
- ・ピアサポートのような類似する他者との交流が重要。

**【視点2：生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習について】**

- 生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応していくための学習機会の充実に取り組む必要がある。

実態調査の結果でも、地方自治体において今後提供したい事業・プログラムとして、個人の生活、社会生活、職業に必要な知識・スキルや、障害のある者との交流活動が多くなっている。

<プログラム策定に当たっての留意すべき観点例> ※主に知的障害者を想定

ア ライフステージの考え方

例：青年期・成人期・高齢期などの生活年齢に基づく一般的な区分のほか、個人の障害の状態や特性、環境因子が影響する生活機能の状態を考慮

イ 学習の目標（育成を目指す資質・能力）

例：各ライフステージにおける課題に対応するための力として、「自分で考え決定し行動する力」や「人と関わる力」 など

ウ 重要と考えられる学習内容

例：「個人の生活」「社会生活」「職業」の各々に必要な知識・スキルや、スポーツ、文化芸術、教養に関することなど

※ その際、多様な学習内容が想定されるため、一定の類型（例：「学習」「自立生活」「就労」「コミュニケーション」）に即して整理することも検討

エ 効果的と考えられる学習方法

例：・日常生活に根差した生活課題を取り上げて学ぶ学習

・講義だけでなく、学習者による活動や発表等も組み込んだ、主体的・協働的な学習

・仲間や多様な人々との交流学習 など

- 知的障害以外の障害種についても、これまでのヒアリング等で、例えば以下のようなニーズ・課題が示されたところであり、今後更に検討を進める必要がある。

(ヒアリング等での主な意見)

<主に発達障害の例>

- ・対人交流や社会参加のきっかけ、興味や意欲を喚起する内容の提供が必要。
- ・特性が類似する者同士が支え合うピアサポートが有効。

<主に視覚障害の例>

- ・自立して生きるための歩行能力、ICTの活用、コミュニケーションスキルの育成が必要。

<主に聴覚障害の例>

- ・直面する障壁や配慮について意思表示する実践、ICTの活用、手話や視覚活用により文化芸術活動に触れる機会などのプログラムの提供が必要。

※先天性聴覚障害：日本語（読み書き）と意思疎通の方法等

中途失聴者：社会資源（福祉サービス等）・コミュニケーション等

<主に肢体不自由重度障害の例>

- ・意思伝達装置（レッツチャット・マイトビーなど）の活用、iPadを使った音楽、身体を取組（静的弛緩誘導法）等が必要。

※盲ろう者のニーズ・課題を踏まえた検討も必要。

○ 上記【視点1】【視点2】に共通して留意すべきこととして、以下のような点が挙げられる。

- ・学習者が自らの成長を確認しながら進めることができるようなプログラム構成とすることが望ましい。
- ・障害の状態や特性、心身の発達段階、地域ごとの課題に対応して内容を組み立てられるような構成とするのが望ましい。支援者が一方的に作りこみすぎないようにすることも重要である。
- ・学習効果の把握による学習内容や方法の改善方策等についても留意すべきである。学習効果の把握においては、学習の目標として掲げた内容に関する効果以外の、周辺に生じる変化についても把握することが望ましい。
- ・一定の学習プログラムを修了したら修了証を授与するなど、次のステージに進むことができるような構成とすることが望ましい。

(ヒアリング等での主な意見)

- ・障害のある者が、自分で自分のことを決めるということが大変重要。
- ・生涯学習で学べることが伝わっていない。成人期になってもこれだけ学べるということを広めていくために、ライフステージに応じた学びの内容について整理することが重要。
- ・ライフステージをどのように捉えるか、また、場によって学ぶスタイルや方法が異なることも踏まえ、更に論点を絞って中身を検討する必要がある。
- ・東京学芸大学菅野敦教授による2007年の調査研究の結果、10代後半は、社会に出ること、成人期への移行から生じる不適應の問題、20代は、就労、社会的トラブルに関する問題、20代後半から30代にかけて徐々に安定、40代には徐々に加齢に伴う行動、体力の問題、50代では日常生活に関する問題、60代は不調の問題が多くなった。（「相談支援事業に見る成人期の実態と課題」より）
- ・重要なのは、イベントの回数ではなく、本人がどのように成長したのか、参加したスタッフがどのように役立ったか、ということ。プログラム終了後の振り返りが重要。

### (3) どのような方法で実施すべきか

- 当会議におけるヒアリング等では、【視点2：生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習】を中心に、今後重視すべき取組として以下のような例が挙げられた。

#### ①公民館等の社会教育施設や生涯学習センターにおける講座等

強みとして、社会教育主事や社会教育施設という人材と場がある中で、自治体による継続的な学びの場が提供できることが挙げられる。

課題として、公民館や生涯学習センター等で行われている障害者青年学級での学習を希望する障害者数が増加する一方、障害の多様化や参加者の高齢化、スタッフ、ボランティアの不足などがあり、当事者の自主的な活動の促進や、人材の育成・確保を図る必要があることが指摘されている。

また、社会教育主事をはじめとした関係者のノウハウ等が十分でないため、障害者の生涯学習に関する理解を促進し、専門的知見を有する関係機関・団体等との連携も図りながら、障害者の学びの場を創ることも必要。

#### (ヒアリング等での主な意見)

- ・公民館、生涯学習センター等で行われている障害者青年学級では、参加を希望する障害者の増加、障害の多様化、参加している障害者の高齢化などの課題があり、そこへの支援が必要という状況がある。何よりも、スタッフあるいはボランティアとして支える人材が確保できないのが一番の課題。関係団体や機関との更なる連携が必要。
- ・基礎自治体として、少ない予算の中でも職員をそれなりに配置し、障害者向けのプログラムを組んでいく必要がある、これをもっと拡充していかなければいけない。障害者の卒業後の生涯学習の推進は自治体の役割である。

#### ②特別支援学校を場として、同窓会組織等が主催する学びの場

強みとして、母校である特別支援学校の施設設備やノウハウ等を有効活用できることがある。

課題として、卒業生本人の主体的な学びへの参画の促進、企業や地域住民などがスタッフとして組織的に参加できる仕組みづくりが必要。また、教員が関与する場合、勤務形態を含めた教員の働き方への配慮が必要である。

#### (ヒアリング等での主な意見)

- ・母校である特別支援学校が学びの場を提供することは、学校にとっても有益である。保護者や教員経験者、企業や学生などが組織的に学びのスタッフとして参加できる仕組みが大切であり、それには教育委員会の支援は不可欠と言える。
- ・この生涯学習が起爆剤になって、親の会と連携しながら学校も活性化できるといい。

### ③大学のオープンカレッジや公開講座

強みとして、大学を場として行うことで、受講生がモチベーションを高くもち、参加できること、大学の研究機能を活用することが期待でき、研究成果を地方公共団体等の実施主体向けに情報発信できることが挙げられる。

課題として、担当教員任せでは持続が困難であり、大学としての組織的・継続的な取組が求められる。

#### (ヒアリング等での主な意見)

- ・参加者は発達していく中で自己肯定感も非常に高まっていく。自己肯定感が高まっていったときに、学校に戻るよりも新たな学習の場を考える必要がある。
- ・どこでも学べる、誰でも学べるということを地域に少しずつ広げていくには、大学でプログラムを開発することも必要。
- ・オープンカレッジをやってきた経験を踏まえると、場と人の確保が課題。

### ④社会福祉法人、NPO法人等における、障害福祉サービス等を活用した学びの場

強みとして、既存の資源を有効活用して、安定した運営と継続的な支援を行う拠点を柔軟に確立することができる。

課題として、個々の団体等の自助努力に負うところが大きく、障害福祉サービス等との効果的な連携のノウハウやプログラムが共有されていないため、今後より実践的に研究することが求められる。

#### (ヒアリング等での主な意見)

- ・生涯学習支援を障害者福祉サービス事業の中で行うことにより、安定した運営と継続的な支援が可能となり、利用者を支える拠点として確立できた。
- ・体系的な学習プログラムは未整備なので、様々な実践交流をしながら体系化することが必要であり、実践研究事業は有効な手段である。

- 特に上記④に関連して、【視点1：学校から社会への移行期に特に必要となる学習】の観点から、効果的な実施方法の一つとして、社会福祉法人、NPO法人等において自立訓練事業等を行う中で、学校卒業後の一定期間、重点的な学びの機会を提供する例が挙げられた。

このような取組の強みとしては、自由度の高いプログラム運営を行う中で、当事者のニーズに寄り添いながら、障害福祉サービス等を効果的に活用して、柔軟な形で学びの機会を提供できることが挙げられる。

課題として、個々の団体の自助努力に負うところが大きく、障害福祉サービス等との効果的な連携のノウハウやプログラムが共有されていないことが挙げられ、今後、平成30年度に実施する実践研究事業の成果等を有効活用しつつ、取組を広げる方策を検討することが必要である。

#### (ヒアリング等での主な意見)

- ・卒業後、3年程度はアフターフォローとしての学びの場を学校が提供し、その後のスキルアップや就労継続支援は、企業や産業労働へつなげたい。卒業生の姿は、在校生の教育の改善にもつなげることができる。
- ・母校である特別支援学校が学びの場を提供することは、学校にとっても有益である。保護者や卒業生、企業や学生などが組織的に学びのスタッフとして参加できる仕組みが大切であり、それには教育委員会の支援は不可欠と言える。
- ・自立訓練と就労移行を組み合わせる4年間というのは非常に重要。就労移行はゴールが明確であり報酬の形で予算も確保できるので各地で発展していった。一方、自立訓練を使って卒業直後にカリキュラムをもって対応する取組は、まだ数が少ない印象。肯定的には考えているが、卒業直後の期間の2年が4年になっていくという流れの中、就労継続Bや生活介護のプログラムの中で学習支援が行われるべき部分もある。これらのプログラムをどう生かしていくか。
- ・就労支援についても、これまで学校からすぐに就労移行支援や一般就労というステップであったところ、学びが媒介となり、就業支援センターやハローワークと連携していくことで、非常に幅広く豊かに支えられるようになるのではないかと。
- ・体系的な学習プログラムは未整備なので、様々な実践交流をしながら体系化することが必要であり、平成30年度文部科学省が行う実践研究事業は有効な手段。
- ・アメリカの大学の場合は、thinkcollege.netで情報が集約されており、そうした情報も参照しながら、10年、20年先の障害者の生涯学習政策についても考えていくと良いのではないかと。

- これらも踏まえ、各々の強みを生かした実施体制の充実や、多様な関係機関・団体等の連携による効果的な実施のための具体的な方策を示すことが必要である。
- 特に、障害福祉サービスとの連携については、その効果的な促進に向け、先進的な事例も踏まえつつ、連携可能な事業のメニューや、連携に当たっての留意点などを具体的に提示することも考えられる。
- 障害者の学びの機会をどのような方法で提供していくかについては、教育と福祉の垣根を越えて社会全体として受け止めるとともに、地域ごとに課題や学習機会を提供できる主体も異なることにも留意しながら対応する必要がある。また、持続可能性確保の観点からは、地域の多様な主体による学習機会の提供が行われることが望ましい。

(ヒアリング等での主な意見)

- ・社会教育施策として実施するか、福祉施策として実施するか、NPO法人等に運営を任せるか等、多様な実施主体、実施方法が認められることが望ましい。
- ・多様な学び方のオプションをもつため、福祉施設、情報が集まる場としての「母校」、地域の学校、就労支援機関、企業の交流による居場所の拡充が必要。
- ・福祉・教育という分け方ではなく、新しい価値社会を作っていくことが必要。

## 4. 一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策

### (1) 現状・課題

- 共生社会の実現に向けて、一般的な学習活動に障害者が参加し、障害の有無にかかわらず、共に交流し学び合う環境を整備することが重要である。
- 平成26年1月に批准した障害者権利条約では、障害者が差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、生涯学習を享受することができることや、合理的配慮が障害者に提供されることを確保することなどが盛り込まれている。  
国内法としては、教育基本法第3条（生涯学習の理念）、第4条（教育の機会均等）、第12条（社会教育）に関する内容のほか、障害者基本法第3条では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」等の内容が盛り込まれている。
- また、平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）では、国・地方公共団体等や事業者における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など、差別解消のための措置等が盛り込まれている。  
これらを受け、学校段階での差別解消のための取組は進展しつつあるが、生涯学習分野での取組は、なかなか進んでいないと言われている。  
※ 障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラムが「ある」と回答した地方公共団体  
市区町村 11.0%、都道府県 42.9%  
（「障害者の生涯学習活動に関する実態調査」（平成30年独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）より）
- 生涯学習の分野においては、学習機会の提供主体の「障害」に対する理解や合理的配慮に関する知識が十分でないことも多く、当事者側、特に保護者は、周囲に理解し受容してもらえるか不安感を抱えていることが指摘されている。  
これらを踏まえ、生涯学習分野においても、「環境」「意識」「情報」のバリアを解消していく必要がある。

#### (ヒアリング等での主な意見)

- ・一般的な生涯学習活動に参加するための情報保障について、促進要因と阻害要因の検討が必要。必要な支援が何かを検討することが重要。
- ・差別解消法の理解はなかなか進んでいない状況であり、もっと抜本的に改革していく必要がある。
- ・学びの場に障害者が来やすくなるような合理的配慮が必要であり、障害の特性に応じた具体例について、提供側が共通認識していくことが必要。

- ・社会に存在する「環境」「意識」「情報」のバリアを解消することが必要。

[株式会社ミライロ]

- ・環境のバリア：エントランス，階段，トイレ等のバリア  
駐車場などアクセス面の不便  
点字ブロックが敷設されていない  
命を守るための設備が保障されていない
- ・意識のバリア：申込みや参加を拒否する差別的取扱い  
施設や教室までの誘導やサポートがない  
規則やルールへの柔軟な対応を行わない  
電話やメールでの問合せができない
- ・情報のバリア：口話，筆談，手話等による情報保障が不足  
点字版や拡大された資料がない  
限られたコミュニケーション手段やツール  
バリアフリーかどうか事前にわからない

## (2) どのような取組が求められるか

- 学校段階だけでなく卒業後においても，障害の有無にかかわらず交流する機会や，共に学ぶ機会を広く整備していくことが必要である。
- 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年11月。以下「対応方針」という。）等も踏まえ，学習プログラムの提供主体が不当な差別的取扱いをせず，合理的配慮を行うよう，生涯学習の場における物理的環境，人的支援，意思疎通（筆談，要約筆記，読み上げ，手話，点字等）などの考え方も含め，合理的配慮の在り方（移動支援の考え方や，学習活動中の介助の在り方等を含む。）等について，国は調査研究等を通じて明らかにすることが求められる。その際，各障害の特性やニーズにも留意し，障害の有無に関係なく学べるような「学びのユニバーサルデザイン」を目指すべきである。
- また，合理的配慮は，一人一人の障害の状態や必要な支援，活動内容等に応じて決定されるものである。本人・保護者とよく相談し，可能な限り合意形成を図った上で決定し，提供されることが望ましい。その際，支援者側の配慮と同時に，当事者も能動的に「自己選択」「自己決定」ができるよう，在学中から，自ら能動的に関わるスキルの習得に向けて，丁寧に指導していくことも必要である。
- 子供から高齢者まで多様な世代の，多様な業種の人が，障害の有無にかかわらず，地域の中で関わり合う場をつくる取組がある。多様な人が集まり関わり合うことで，それぞれの立場から地域社会に参画し，自然と相互の支え合いが生まれている。こうした取組について，共生地域のモデルとして普及していくことも有効であると考えられる。

#### <事例>

- 日常的に多世代、多業種、地域と関わり合う場所を作ることで、高齢者、障害者等がそれぞれの立場で地域社会に参画。公的ではないソーシャルサポートが生まれる。  
[社会福祉法人佛子園]

- 近年、社会教育施設や福祉施設等の中に、障害者が働く喫茶（カフェ）が増加してきており、全国 600 か所以上が確認されているとの指摘がある。このようなカフェは、障害者の就労の場であるのみならず、住民が交流し学び合う場としても機能しており、障害の有無にかかわらず学びの場としてこのような取組を位置付け推進することも有意義であると考えられる。
- また、障害のない者が障害者スポーツの体験を通じて障害を理解するような取組を促進することも有効と考えられる。
- さらに、学びの場への障害者の参加を推進するため、以下のような取組についても検討すべきとの意見があった。
  - ・ 自分で移動することができない障害者が、主催者に講座内容のウェブでの配信を依頼することにより講座の受講が可能になる等の例があり、こうした運用上の工夫を広げていくこと。
  - ・ 学習プログラム提供主体がすべてを抱え込むのではなく、車いすの利用者が入れる施設や得られる支援に関する情報等を提供するサイトの活用なども図ること。
  - ・ 映画への字幕や副音声の付加、長い文章を要約したり、難解な文章のレベルを落とさずに意識したりする機能の開発に対する支援を充実すること。

#### (ヒアリング等での主な意見)

- ・ 障害への誤解や偏見が根強くあり、特に保護者は周囲に理解し受容してもらえないか不安感を抱えている。[主に知的障害]
- ・ 合理的配慮、アクセシビリティについて、調査や事例集でも、発達障害の知見が少なく、対応が遅れている。[主に発達障害]
- ・ スポーツジムの入会拒否、映画バリアフリー化の不備、語学教室における配慮の不徹底など課題がある。情報保障が不十分。施設入所者でも活用可能な同行援護の拡充なども求められる。[主に視覚障害]
- ・ 意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記）の制限や地域差の解消などが求められる。[主に聴覚障害]

## 5. 取組を推進するためのシステムづくり、基盤の整備

### (1) 当事者のニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制づくり

- 障害者の学習機会の整備に向けては、学習プログラムの充実を図るだけでなく、障害者が学びや交流の場に参加したいと思ったときに参加できるよう、当事者・家族のニーズの把握や相談への対応、多様な実施主体による学習活動の情報収集・提供を切れ目なく行うためのシステムづくりを進める必要がある。
- 例えば、障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の拠点として設置された「基幹相談支援センター」や、障害者雇用促進法に基づき、障害者の就業と生活に関する一体的な相談・支援を行っている「障害者就業・生活支援センター」等と生涯学習担当部局とが連携し、学びに関する相談支援体制を充実するなど、教育と福祉や労働等の機能との連携強化による取組を進める必要がある。
- 特別支援教育を受けている児童生徒について、在学中は学校において個別の教育支援計画（\*1）が作成される。卒業後も生涯にわたる学習支援がなされるよう、個人情報保護の観点に留意しつつ、個別の教育支援計画を進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用するための方策など、特別支援学校等との接続・連携を図る具体的な方策について、整理することが必要である。

例えば、個別の教育支援計画における将来の進路目標を卒業後も特別支援学校等から関係機関に引き継ぎ、卒業後の学習につないでいくことや、「サービス等利用計画」作成などの障害福祉サービスの利用の流れについて、教員や本人・保護者等の理解を深めていくことなども考えられる。

（\*1）障害のある児童生徒等について、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携して、様々な側面からの取組（支援の目標や内容、支援を行う者や関係機関の役割分担、支援の内容や効果の評価方法等）を示した計画。在学している学校が作成。

#### （ヒアリング等での主な意見）

- ・個別の教育支援計画について、卒業後の企業や福祉施設等に必ずしも共有されていないため、障害の理解や支援が一貫したものとなっていない。

### (2) 地方公共団体における関係機関・団体等の連携体制の構築

- 地方公共団体において、障害者の生涯学習を総合的に推進していくためには、生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の関係機関・団体等の参画によるプラットフォームづくりが重要であり、その具体的な在り方について検討を深める必要

がある。その際、地域ごとに課題や、学びの場づくりを進める中核的な人材、学習機会の提供主体等が多様であることを踏まえ、プラットフォームをつくる上でも、地域に合った形で柔軟に、規模や構成メンバー等の構造を検討することも重要である。

- 例えば、総合教育会議の活用や連絡協議会、コンソーシアムの設置などのほか、障害者本人や家族、福祉、医療、教育等の関係者により構成され、地域支援体制づくりに重要な役割を果たす（自立支援）協議会に社会教育関係者も参加し、学校卒業後における障害者の学びの場の整備・拡充や情報共有の仕組み等について協議することなども重要と考えられる。

その際、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の取組とも連動させていく必要がある。

### **（３）社会教育と特別支援教育、障害者福祉等をつなぐ人材の必要性**

- 障害者の生涯学習を地域で総合的に充実していくためには、社会教育や特別支援教育、障害者福祉等における取組をつなぎ、学びの場づくりを進める中核的な人材が必要である。

- このような中核を担う人材には、社会教育や特別支援教育、障害者福祉の各分野の制度や仕組み、人的リソース等を理解し、地域の実情に即して、実際に障害者の学びの場をつくることや、地域に既にある学習機会につなげること等が求められると考えられる。国においては、各分野をつなぐ人材について、①期待される役割、②育成の過程で身に付けるべき専門性等、③誰が担うことが適切か等の観点から、研究を行う必要がある。その際、平成30年度に実施している実践研究事業の委託先における実態や研究成果・課題も十分に踏まえる必要がある。

- また、各地で障害者の学びの推進に携わっている地方公共団体や民間団体の実践者同士が集まり、各分野をつなぐ人材の育成・確保に向け、相互の情報共有や実践交流を進める機会を設けることも有意義と考えられる。

※ 特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーターが「いる」と回答した地方公共団体

都道府県 2.9%，市区町村 4.2%

（「障害者の生涯学習活動に関する実態調査」（平成30年独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）より）

- その他、社会教育と特別支援教育、障害者福祉をつなぐ人材としてコーディネーターが重要であり、その育成・確保に向けて、次のような取組を推進すべきとの意見があった。

- ・ 各地域における取組への社会教育主事等の参画が期待されるため、大学で開設される社会教育に関する科目や社会教育主事講習、さらには現職研修の機会を捉え

て、「障害者の生涯学習支援」に関する内容を積極的に取り入れるなど専門性の向上を図るべきである。

- ・ 障害者理解等に関する専門性の高い特別支援学校等の教員経験者、障害者福祉の関係者をコーディネーターとして積極的に確保すべきである。
- ・ 今後、社会教育士の制度も有効活用し、例えば、特別支援学校等の教員経験者や障害福祉関係者の社会教育主事講習等の受講機会を充実させるべきである。
- ・ コーディネーターの資質・向上のための研修を実施すべきである。

#### **(4) 幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進**

- あわせて、障害者の学習活動における指導者の育成・確保が重要であり、以下のような取組を推進すべきとの意見があった。
  - ・ 障害者理解等に関する専門性の高い特別支援学校等の教員経験者の活用を促進すべきである。
  - ・ スポーツや文化芸術分野などの専門家の協力を積極的に得るべきである。
  - ・ 他分野の専門家（例：アーティスト、IT関係者等）の参画により、教育や福祉、医療関係者が思いつかない視点や、実施しきれないような豊かな学習を提供する機会を促進すべきである。
- さらに、当事者による取組の推進や、広くボランティアの参画を得るための工夫として、以下のような意見があった。
  - ・ 当事者による自主的な活動の促進や、支援・連絡調整等に当たるピアサポーターの養成・確保が必要。
  - ・ 大学の地域連携の取組や企業の社会貢献の取組などと連携して、若い世代のボランティア参加を促進したり、障害者との交流を図ったりすることが重要。
  - ・ 民間団体が助成する、障害者の学習支援に関わる人材育成の取組を促進すべきである。
  - ・ 地域住民等への障害者理解を深める研修・啓発の取組を推進すべきである。
  - ・ 「心のバリアフリー」を普及するための取組と生涯学習分野の取組をつなげていくことが重要。

#### **(5) 基盤の整備に向けた取組**

- 効果的な取組のノウハウをより広く普及・共有させるため、国において、実践研究事業を通じて開発したプログラムや実施体制のモデルの成果、合理的配慮の在り方などについて、地方公共団体をはじめとした多様な主体向けに整理して提供することが重要である。

あわせて、障害者の生涯学習支援に積極的に取り組もうとする地方公共団体等に対

し、国から実践家や専門家をアドバイザーとして派遣して、先進的な事例や専門的なノウハウの提供などを行うことも有意義と考えられる。

- 学習機会の整備に当たっては、これを持続可能な仕組みとしていくため、企業と連携して取り組むことも考えられる。企業にとって、障害者の学びの推進に携わることは、社会貢献活動という面だけでなく、社員のマネジメント能力やコミュニケーション能力の向上の面でも意義があり、障害者と企業の双方にとってメリットとなることが期待される。

このほか、社会福祉法人やNPO法人なども含めた様々な団体や法人が協力して、障害者の生涯を通じた学びに関する社会環境整備を行っていく必要がある。

- また、個々のニーズに応じたより多様な学習機会を充実していく観点からは、学習機会の提供主体やプログラム内容も踏まえた費用負担の在り方について検討することも重要である。

- さらに、以下のような施策も有効と考えられる。

- ・ 全国各地で障害者の学びの推進に携わっている地方公共団体や民間団体の実践者同士が交流し、優れた取組について互いに共有し、相互のネットワークを形成するとともに、未実施地域への実践の拡大を図るための機会を国において設けること。
- ・ 当事者による表現や学びの成果発表等を通じて、支援者や関係者の学び合いを促進するとともに、広く国民一般を対象に共生社会実現に向けた啓発を行うための障害者参加型フォーラムを、メディア等の協力も得て実施すること。

#### (ヒアリング等での主な意見)

- ・ 当事者・家族にとって、相談の場が不足している、どこに相談して良いか分からない、情報を入手することが難しい、分かりやすい情報提供が必要といった課題がある。
- ・ 福祉との連携について、市町村の自立支援協議会を活用することが必要。
- ・ 実践家や専門家を地方公共団体や事業所等に派遣して、先進的な事例やノウハウを提供する支援体制を構築する必要がある。
- ・ 自治体だけでなく、企業、大学、NPO 法人それぞれの役割を發揮するような連携体制を構築することが必要。
- ・ 地域支援体制をどのように作るかを考えるに当たり、行政、NPO 法人、社会福祉法人などの取組があるが、誰が統括するかが課題。
- ・ 社会教育の視点で、教育機関同士の連携を図ったり、地域住民が一体となって協働したりするなど、ネットワーク型の行政を進めていくことが考えられる。大学等の教育機関とも連携することが必要。
- ・ 取組をどのように全国展開していくか。市町村に広げるための方法論を具体的にどのように提言したら広がっていくかを考えていかなければいけない。

## 【参 考】 これまでの審議経過について

### <第1回> 3月20日(火) 10:00~12:00

1. 運営規則の決定等について
2. 検討事項等について
3. その他

### <第2回> 4月18日(水) 10:00~12:00

1. 障害当事者のニーズ・課題について(ヒアリング)
  - (1) 綿貫愛子 委員(「世田谷区受託事業みつけばルーム」の取組等)
  - (2) 町田市 とびたつ会
  - (3) 株式会社ミライロ
2. その他

### <第3回> 4月27日(金) 13:00~15:30

1. 学び・スポーツ・文化芸術の一体的な推進について(報告)
2. 障害当事者のニーズ, 自治体・特別支援学校等の取組に係るヒアリング
  - (1) 大河内直之 東京大学先端科学技術研究センター特任研究員(視覚障害者・盲ろう者に係るニーズ・課題)
  - (2) 西宮市教育委員会(公民館等における各種講座等の取組)
  - (3) 東京都教育委員会(特別支援学校公開講座・施設開放事業等の取組)
  - (4) 菅野敦 委員(オープンカレッジ東京の取組等)
3. その他

### <第4回> 5月23日(水) 13:00~15:30

1. 聴覚障害者のニーズに係るヒアリング
  - ・松崎丈 宮城教育大学准教授
2. 福祉・労働の関連事業等を活用した取組に係るヒアリング
  - (1) 田中秀樹 委員(社会福祉法人一麦会における取組)
  - (2) 社会福祉法人わたぼうしの会 Good Job!センター香芝, 一般財団法人たんぼぼの家における取組
  - (3) NPO 法人エス・アイ・エヌ「集いの場あゆみ」における取組
3. その他

### <第5回> 6月14日(木) 14:00~16:00

1. 重度障害者の取組に係るヒアリング
  - ・訪問カレッジ@希林館における取組
2. 共生のまちづくりの取組に係るヒアリング
  - ・社会福祉法人佛子園における取組
3. その他

- <第6回>      6月29日(金) 14:00~16:00  
1. 主な論点ごとの意見の整理に関する審議  
2. その他
- <第7回>      7月18日(水) 10:00~12:00  
1. 主な論点ごとの意見の整理に関する審議  
2. その他
- <第8回>      8月 9日(木) 14:00~16:00  
1. 論点整理(案)に関する審議  
2. その他